

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法※」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本村においては「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」を一体化した「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

一方、本村のみならず我が国の人口及び出生数は減少傾向にあります。少子化の背景には、子育て、家事、地域や社会における役割、就業等との両立、女性に負担を強いる環境など、少子化には様々な要因が絡み合っているとされており、夫婦や家庭、地域、そして社会が子育て当事者、そして、これから育つ子どもたちが将来に対し、前向きになれる、夢や希望を持てる環境を整えていく必要があります。

また、近年、児童虐待やヤングケアラー、こどもの自殺の増加など、こどもの人権等の問題が顕在化してきたことも背景に、国においては、令和3年12月に「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を我が国社会の真ん中に据えること（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されたところです。

こうした中、こどもの権利や幸福を守るため、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が公布、令和5年4月に施行され、併せて、こども施策の新たな司令塔としてこども家庭庁が発足しました。

さらに、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、こども施策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」が決定されるなど、こども・若者、子育て当事者を取り巻く環境や法制度等は大きく変化しています。

本村では、「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和2年度～令和6年度）が令和6年度末で終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、こどもの権利や幸福を守り、すべてのこどもが、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「北塩原村こども・子育て計画」を策定するものです。

※子ども・子育て関連3法…「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づき策定する「市町村こども計画」であり、計画の策定においては、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案することとしています。

また、他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされています。

以上を踏まえ、こども・若者、子育て当事者への施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記法令等に基づく計画を一体化した「北塩原村こども・子育て計画」を策定します。

(一体的に策定する計画)

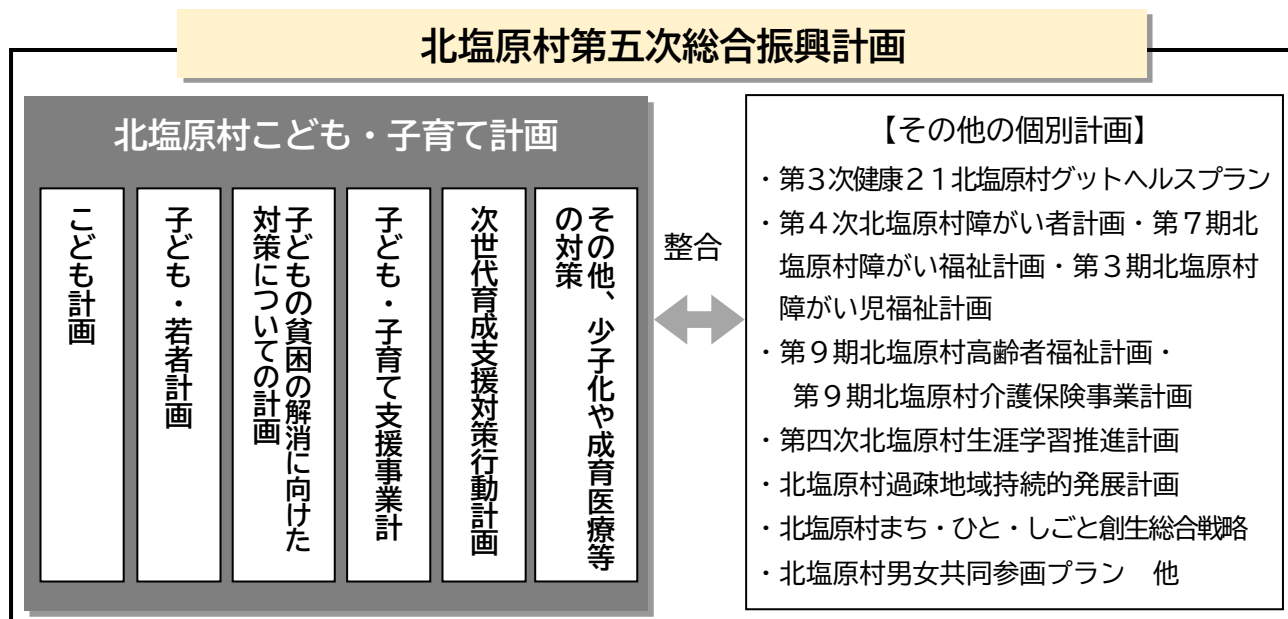
- ・市町村こども計画（こども基本法第10条）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ・市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

※上記のほか、「少子化社会対策基本法」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に定める方針に基づく計画についても一体的に定めるものとします。

(2) 北塩原村第五次総合振興計画及び他の計画との関連

本計画は、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画（平成29年3月策定）」のキャッチフレーズ“輝け未来 みんなの五色プロジェクト 北塩原村”の福祉分野のこども・子育てに関する部門計画として位置づけられます。

また、同様に個別部門の計画として策定されている「第3次健康21・北塩原村グッドヘルスプラン」や「第四次北塩原村生涯学習推進計画」などの個別計画と整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とし、令和9年度に中間見直しを行います。また、毎年度、評価、点検を行い、必要に応じ見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期北塩原村 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画					北塩原村こども・子育て計画 ・こども計画 ・子ども・若者計画 ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・その他、少子化や成育医療等の対策				
					毎年度：推進 ⇒ 点検 ⇒ 見直し				
							中間 見直し		次期計 画策定

4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった一定の年齢で必要な支援がとぎれないよう、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としています。本計画の主たる対象は、こども、若者、子育て家庭とそれを取り巻く、地域、事業者、行政など全ての個人及び団体を対象とします。

なお、「こども」の表記については、法令に根拠がある場合や固有名詞、他の語との関係を示す場合を除き平仮名表記の「こども」を用いることとします。

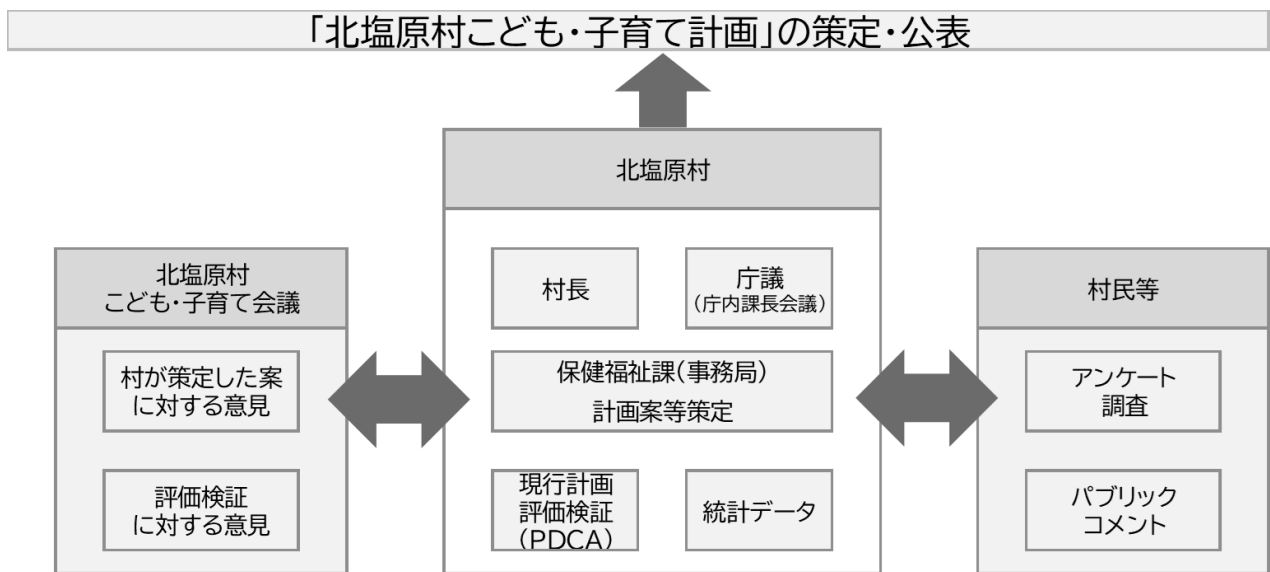
・こども	心身の発達の過程にある者
・若者	概ね15歳から40歳未満の者
・子ども・子育て支援	生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子ども
・主体者	こども、若者、その家庭、地域、事業者、行政などすべての個人及び団体

5 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

本計画は、村長が司令塔となり庁内各課連携の下に策定・公表します。

策定にあたっては、子育て当事者をはじめ、保育・教育・労働など様々な立場で子育てに携わる方々により組織する「北塩原村こども・子育て会議」において、村が策定した計画案等に対し審議しました。なお、本会議においては、より広い子育て当事者、子育てに関心のある方の意見を反映するため、公募による委員選考も行いました。



(2) こども・若者意見の反映

①子育てアンケートの実施

就学前及び小学生の児童を持つ保護者を対象に、子育ての実態や、子育て支援に関するニーズや意見・要望等を把握し、計画に反映することを目的に、子育てアンケートを実施しました。

- ・調査実施方法：幼稚園・小学校の協力を得て配布・回収

保育園・幼稚園に入園していない児童の保護者は郵送により配布・回収

- ・調査実施期間：令和6年11月14日（木）～令和6年11月28日（木）

- ・回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童	52 通	40 通	76.9%
小学生	74 通	65 通	87.8%

②こども・若者の意識調査の実施

村内に居住するこども・若者の現状・課題を把握し、計画に反映することを目的に、こども・若者の意識調査を実施しました。

- ・調査実施方法：中学生 中学校の協力を得て配布・回収
村外中学校通学者は郵送にて配布・回収
高校生 郵送により配布・回収
18 歳から 20 歳 郵送により配布・回収（※一部、二十歳を祝う会で配布・回収）
20 代から 30 代の若年層 郵送により配布・回収
18 歳から 39 歳の若年層 郵送により配布・アンケートフォームにて回答
（ホテル従業員社員寮等居住者含む）
- ・調査実施期間：令和 6 年 11 月 14 日（木）～令和 6 年 11 月 28 日（木）
- ・回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回収率
中学生	56 通	51 通	91.1%
高校生	65 通	21 通	32.3%
18 歳から 20 歳	44 通	25 通	56.8%
20 代から 30 代の若年層	178 通	37 通	20.8%
18 歳から 39 歳の若年層 (ホテル従業員社員寮等居住者)	21 通	2 通	9.5%

(3) パブリックコメントの実施

村民から計画に対する意見等を反映した計画とするため、「北塩原村こども・子育て計画(案)」のパブリックコメント(意見公募)を実施しました。

- ・ 募集方法 : 村ホームページへの掲載により周知
- ・ 募集期間 : 令和7年1月10日（金）～令和7年1月24日（金）
- ・ 意見を提出できる人: 村に在住又は通勤、通学している方及び村に事業所・事務所を有する団体
- ・ 実施結果 : 60代男性及び40代男性の2名から意見提出